

【声明】

## 生活保護法「改正」案等の参議院本会議での可決に抗議し、 衆議院での廃案を求める

2013年11月13日  
全国保険医団体連合会  
会長 住江憲勇

先の通常国会において生活保護法「改正」案（以下「改正」案）、生活困窮者自立支援法案は、国民の強い反対もあり廃案となった。しかし政府は今国会に両法案を再提出し、参議院先議で審議を始め、わずか8時間ほどの審議で12日に厚生労働委員会での採決を強行し、本日本会議で自民、公明、民主、維新、みんななどの賛成多数で可決、衆院に送付した。社会保障の土台であり、国民生活に大きな影響を与える生活保護制度に関わる重要法案を、十分な審議もせず可決することは断じて許されない。参議院厚生労働委員会および参議院本会議での両法案の可決に強く抗議するとともに、衆議院での廃案を強く求める。

「改正」案の内容は、申請にあたっての書類提出の義務付け、扶養義務の強化（親族への保護開始の通知、親族への調査権限の強化等）などが盛り込まれており、困窮する要保護者に対して制度を利用しづらくし、国民を制度から締め出すものとなっている。生活困窮者自立支援法案も「就労支援」を名目に、生活保護の利用を妨げる手段とされる恐れがある。すでに現場では扶養を理由とした申請締め出しの強化など法改定を先取りするような動きも見られる。法案成立はこうした動きを合法化するものとなる。

医療扶助については、被保護者に対し、医師が認めている場合としながらも、可能な限り後発医薬品の使用を促すとしており、明文化することにより後発医薬品が事実上強制される危険性が高く、医療に差別が持ち込まれる恐れがある。また、「適正化」と称して、指定医療機関の「指定（取消）に係る要件の明確化」や「指定の更新制の導入」などが盛り込まれており、指定医療機関に対する締め付けの強化で、供給面からも医療扶助を制限しようとしている。

そもそも生活保護の「捕捉率」は2割程度と国際的にみても低く、必要な世帯に生活保護がいきわたっていないことこそが問題である。国民のいのちと健康を守る医師・歯科医師として、国民を生活保護制度から一層遠ざけ、国民の生存権を侵害する「改正」案および生活困窮者自立支援法案の衆議院での廃案を強く求める。